

○ 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改正案

現行

（資本金、基金、準備金等の計算）

第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一

項、第六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産の不算入額は、価格変動準備金、保険契約準備金及び評価・換算差額等に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、規則第八十六条第一項第一号に掲げる額（その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。）を含む。）及び規則第八十六条第一項第二号から第三号の二までに掲げる額（外国保険会社等にあつては規則第六十一条第一項第一号に掲げる額（その他有価証券評価差損を含む。）及び同項第二号から第三号の二までに掲げる額をいい、引受社員にあつては規則第九十条第一項第一号に掲げる額（その他有価証券評価差損を含む。）及び同項第二号から第三号の二までに掲げる額をいう。））、第四項第一号に掲げる額（生命保険会社（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。）以下同じ。）にあつては同号イ③に掲げる額を控除した残額をいい、損害保険会社（外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては同号ロ③に掲げる額を控除した残額をいう。）並びに第四項第二号に掲げる額（外国保険会社等及び引受社員については、同項第四号に掲げる額を含む。）の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額（以下「不算入額」という。）とする。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。

（資本金、基金、準備金等の計算）

第一条 （新設）

2| 規則第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八十二条項に規定するものをいう。以下同じ。）。

3| (略)

4| 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 保険料積立金等余剰部分（次に掲げる額をいう。）

イ 生命保険会社にあつては、(1)に掲げる額から(2)及び(3)に掲げる額を控除した残額

(1) 保険料積立金及び未経過保険料の合計額

(2) 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のいずれか大きい額

(3) 規則第六十九条第五項の規定に基づき積み立てた保険料積立金の額（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、当該額を積み立てていないものとして、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認又はそれと同等の確認（同項に規定する確認（保険計

2| 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するものをいう。以下同じ。）。

3| (略)

4| 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 保険料積立金等余剰部分（生命保険会社（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては、保険料積立金及び未経過保険料の合計額のうち、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のいずれか大きい額を超過する額をい、損害保険会社（外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては、払戻積立金のうち、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法（保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場合に限り。）に従つて計算した額を超過する額をいう。）

理人以外による確認及び毎決算期以外の日に行う確認を含む。)をいう。以下同じ。)を行うことにより、積み立てておくことが必要であると認められる額に限る。)

ロ

損害保険会社にあつては、法第四条第二項第四号に掲げる書類において、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法で積み立てることを規定している契約について、(1)に掲げる額から(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1) 払戻積立金の額

(2) 法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従つて計算した払戻積立金の額

(3) 規則第七十条第三項の規定に基づき追加して積み立てた払戻積立金の額(算出日において、当該額を積み立てていないものとして、法第二百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認又はそれと同等の確認を行うことにより、積み立てておくことが必要であると認められる額に限る。)

二 (略)

(削る)

三・四 (略)

五 負債性資本調達手段等(次に掲げるものの額の合計額をいう。)

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

(1) (略)

(2) 第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること

二 (略)

三 生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。以下同じ。)にあつては、将来利益(有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるものをいう。)として、契約者配当準備金繰入額又は社員配当準備金繰入額の直近の五事業年度(外国生命保険会社等にあつては、日本における五事業年度)の平均値に相当する額又は直近の事業年度(外国生命保険会社等にあつては、日本における直近の事業年度)の額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額

四・五 (略)

六 負債性資本調達手段等(次に掲げるものの額の合計額をいう。)

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

(1) (略)

(2) 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること

(3)・(4) (略)

ロ (略)

5| 前項第一号及び第五号に掲げる額(次項に規定する特定負債性資本調達手段を除く。)の合計額が、算入限度額(繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。以下同じ。)から前項第一号に掲げる額を控除した残額(以下「中核的支払余力」という。)を超える場合は、当該超過する額を同項の額から控除する。

6| 「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第五号イに規定する負債性資本調達手段であつて、利払の義務の延期については、非累積型(延期された利払については、利払を行う必要がないものをいう。)
又は累積型(利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。)であつて、利払の義務の延期が無期限に認められるものとする。

7| 第四項第三号に掲げる額については、算入限度額を限度として算入することができるものとする。

8| 第四項第五号ロに掲げるもの(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価格の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。)については、中核的支払余力の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

9| 第四項第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還(以下「償還等」という。)の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限る。同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一・二 (略)

10| 第四項第五号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定められた期

(3)・(4) (略)

ロ (略)

4| 前項第六号に掲げる額については、次に掲げる額の合計額(次項において「算入限度額」という。)を限度として算入できるものとする。

一 規則第八十六条第一項第一号から第三号の二まで、第六十一条第一項第一号から第三号の二まで又は第九十条第一項第一号から第三号の二までに掲げる額

二 前項第一号、第二号及び第五号に掲げる額
(新設)

(新設)

5| 第三項第六号ロに掲げるもの(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価格の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。)については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

6| 第三項第六号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還(以下「償還等」という。)の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限る。同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一・二 (略)

7| 第三項第六号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定められた期

間が経過した後一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第一条の二 法第三百十号第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第六十六条第一項第三号から第五号までに掲げる会社を子会社等（法第十号第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第四項第五号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。

<p>2 (略)</p> <p>他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段</p>	<p>保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額</p>
<p>一 前条第四項第五号イに掲げるもの</p>	<p>前条第四項第五号イに掲げるものの額のうち算入されない額</p>
<p>二 前条第四項第五号ロに掲げるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額 イ 前条第四項第五号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲</p>

間が経過した後一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第一条の二 法第三百十号第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第六十六条第一項第三号から第五号までに掲げる会社を子会社等（法第十号第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第三項第六号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。

<p>2 (略)</p> <p>他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段</p>	<p>保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額</p>
<p>一 前条第三項第六号イに掲げるもの</p>	<p>前条第三項第六号イに掲げるものの額のうち算入されない額</p>
<p>二 前条第三項第六号ロに掲げるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額 イ 前条第三項第六号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲</p>

けるものの額を上回る場合における当該上
回る額

(各リスクの計算)

第二条 規則第八十七条第一号及び第六十二条第一号に規定する額
(保険リスク相当額)は、生命保険会社にあつては、別表第一に掲げ
るリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に
掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の算式により計算し
た額とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

5 規則第八十七条第三号イ及び第六十二条第三号イに規定する額
(価格変動等リスク相当額)は、別表第七の区分によるそれぞれのリ
スク対象資産の額(貸借対照表計上額とする。)から別表第七の二の
区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額を控除した残額に
別表第七のそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額
から、分散投資効果(分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同
じ。)として別表第七の三に掲げる額を控除した残額とする。

6 規則第八十七条第三号ロ及び第六十二条第三号ロに規定する額
(信用リスク相当額)は、別表第八の区分によるリスク対象資産の額
(貸借対照表計上額とする。)又は金融保証(債券又はデリバティブ
取引の債務を保証する保険をいい、再保険取引を含む。以下同じ。)に
それぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、当
該金融保証の未経過保険料を控除した残額とする。この場合におい
て、同表に掲げるランクは別表第九の定義によるものとする。

7 (略)

8 (略)

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第十一に掲げる取引の種
類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額(ただし、保険金等
の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を

けるものの額を上回る場合における当該上
回る額

(各リスクの計算)

第二条 規則第八十七条第一号及び第六十二条第一号に規定する額
(保険リスク相当額)は、生命保険会社にあつては、別表第一に掲げ
るリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に
掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の算式により計算し
た額とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

5 規則第八十七条第三号イ及び第六十二条第三号イに規定する額
(価格変動等リスク相当額)は、別表第七の区分によるリスク対象資
産の額(貸借対照表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に
掲げる率を乗じた額の合計額から、分散投資効果(分散投資によるリ
スク減殺効果をいう。)として当該合計額に生命保険会社にあつては
百分の三十、損害保険会社にあつては百分の二十を乗じた額を控除し
た額とする。

6 規則第八十七条第三号ロ及び第六十二条第三号ロに規定する額
(信用リスク相当額)は、別表第八の区分によるリスク対象資産の額
(貸借対照表計上額とする。)にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる
率を乗じた額の合計額とする。この場合において、同表に掲げるラン
クは別表第九の定義によるものとする。

7 (略)

8 (略)

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第十一に掲げる取引の種
類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額(ただし、保険金等
の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を

行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っている」と認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。) に別表第十二のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第十一に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額(ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。) に別表第十二のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として別表第十三に掲げる取引の種類に応じ、同表に掲げるオリジナル・エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかにより計算した額の合計額に別表第八の貸付金、債券及び預貯金に係るランク2のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

9) 規則第八十七条第三号ホ及び第六十二条第三号ホに規定する額(信用スプレッドリスク相当額)は、別表第十四の区分によるリスク対象資産の額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。

10) 規則第八十七条第三号ヘ及び第六十二条第三号ヘに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 再保険リスク相当額として別表第十五に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

二 再保険回収リスク相当額として別表第十六に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

11) 規則第八十七条第四号及び第六十二条第四号に規定する額(経営管理リスク相当額)は、規則第八十七条第一号から第三号まで又は第六十二条第一号から第三号までに規定する各リスク相当額の合計額に、別表第十七に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の

行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っている」と認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。) に同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第十二に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額(ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。) に同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として別表第十三に掲げる取引の種類に応じ、同表に掲げるオリジナル・エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかにより計算した額の合計額に別表第八のランク2のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

(新設)

9) 規則第八十七条第三号ホ及び第六十二条第三号ホに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 再保険リスク相当額として別表第十四に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

二 再保険回収リスク相当額として別表第十五に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

10) 規則第八十七条第四号及び第六十二条第四号に規定する額(経営管理リスク相当額)は、規則第八十七条第一号から第三号まで又は第六十二条第一号から第三号までに規定する各リスク相当額の合計額に、別表第十六に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の

欄に掲げる率を乗じた額とする。

(リスクの合計額)

第三条 規則第八十七条に規定する同条各号に掲げる額(リスク相当額)を基礎として計算した額は、別表第十八の算式により計算した額とする。

2 (溢)

別表第三

保険の種類	保険料基準		保険金基準	
	リスク対象金額	リスク係数	リスク対象金額	リスク係数
火災保険 (家計地震保険を除く)		15%		33%
傷害保険		14%		33%
自動車保険		13%		22%
船舶保険		66%		81%
積荷保険		20%		44%
その他の保険 (自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く)		27%		41%

備考

- 家計地震保険(地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第二条第二項に規定する地震保険契約をいう。以下同じ。)
- 正味発生保険金は巨大災害に係る額を除くこととし、直近の三事業年度(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本における三事業年度)の平均値を使用することとする。

別表第四

欄に掲げる率を乗じた額とする。

(リスクの合計額)

第三条 規則第八十七条に規定する同条各号に掲げる額(リスク相当額)を基礎として計算した額は、別表第十七の算式により計算した額とする。

2 (溢)

別表第三

保険の種類	保険料基準		保険金基準	
	リスク対象金額	リスク係数	リスク対象金額	リスク係数
火災保険 (家計地震保険を除く)		12%		33%
傷害保険		9%		26%
自動車保険		8%		14%
船舶保険		56%		62%
積荷保険		21%		39%
その他の保険 (自動車損害賠償責任保険を除く)		17%		34%

備考

- 家計地震保険とは、地震保険に関する法律第2条第2項に規定する地震保険契約をいう。(以下同じ。)
- 正味発生保険金は巨大災害に係る額を除くこととし、直近の3事業年度(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本における3事業年度)の平均値を使用することとする。

別表第四

(略)

備考

1. αは、相関係数で0.05とする。
2. a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第3のリスクリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスクリスク相当額の内いずれか大きい額とする。

別表第五

保険の種類	地震災害リスクリスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法	風水災害リスクリスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法
火災保険 （家計地震保険を除く）	関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金	保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号。以下、「告示第二百三十二号」という。）第一条	昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する台風の発生したときの推定正味支払保険金	告示第二百三十二号第一条の二の規定に基づき、リスクリスクカーブにおける再現期間70年に対応する台風の発生した場合の推定支払保険金等に基づいて算出する。

(略)

備考

- αは、相関係数で0.05とする。
- a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）について、別表第3のリスクリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスクリスク相当額の内いずれか大きい額とする。

別表第五

保険の種類	地震災害リスクリスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法	風水災害リスクリスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法
火災保険 （家計地震保険を除く）	関東大震災が再発生したときの推定正味支払保険金	地震災害リスクリスクを担保する保険契約が付された物件等のうち被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額、被災率等に基づいて算出する。	昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する台風の発生したときの推定正味支払保険金	風水災害リスクリスクを担保する保険契約が付された物件等のうち被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額、被災率等に基づいて算出する。
船舶保険	積荷保険	その他の保険 （自動車損害賠償責任保険を除く）	家計地震保険	責任限度

		<p>この規定に基づきリスクカーブにおける再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払保険金等に基づいて算出する。</p>		<p>風水災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち、被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額及び被災率等に基づいて算出する。</p>
傷害保険				
自動車保険				
船舶保険 積荷保険				
その他の保険 (自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く)				
家計地震保険	責任限度額			

別表第六

(生命保険会社の場合)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.5%以下の部分	0.01
1.5%を超え2.0%以下の部分	0.2

別表第六

(生命保険会社の場合)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え2.0%以下の部分	0.01
2.0%を超え3.0%以下の部分	0.2

2.0%を超え2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超える部分	1.0

(損害保険会社の場合)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.0%以下の部分	0.09
1.0%を超え2.0%以下の部分	0.3
2.0%を超え3.0%以下の部分	0.6
3.0%を超え6.0%以下の部分	0.8
6.0%を超える部分	0.9

別表第六の二

- I. (略)
- II. 最低保証リスク相当額の計算
 1. 標準的方式

(1) 最低保証リスク相当額は、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。

イ 資産価格下落後の責任準備金 (原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに、次の①から④までに基づき算出した額をいう。)

① 次に掲げる区分に応じたリスク対象資産の額から、別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額を控除した残額に、次に掲げる区分に応じた下落率をそれぞれ乗じた額の合計額

リスク対象資産	下落率
国内株式	20%
邦貨建債券	2%

3.0%を超え4.0%以下の部分	0.4
4.0%を超え5.0%以下の部分	0.6
5.0%を超え6.0%以下の部分	0.8
6.0%を超える部分	1.0

(損害保険会社の場合)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.0%以下の部分	0.01
1.0%を超え3.0%以下の部分	0.1
3.0%を超え4.0%以下の部分	0.2
4.0%を超え5.0%以下の部分	0.35
5.0%を超え6.0%以下の部分	0.5
6.0%を超える部分	0.7

別表第六の二

- I. (略)
- II. 最低保証リスク相当額の算出
 1. 標準的方式

次に掲げる区分に応じたリスク対象金額にリスク係数を乗じて得た額の合計額

外国株式	10%
外貨建債券、外貨建貸付金等	1%
為替リスクを含むもの	10%

② ①に掲げる額に、次に掲げる算式により計算した率を乗じた額を①の額から除外した額

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sum_{i=1}^5 \sum_{j=1}^5 X_i X_j \delta_{ij} \rho_{ij}}{\sum_{i=1}^5 X_i \delta_i}$$

X リスク対象資産の構成割合（上記①の資産区分によるそれぞれのリスク対象資産の額から別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額を除外した残額の合計額に占める、上記①の資産区分によるそれぞれのリスク対象資産額から別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額を除外した残額の割合をいう。）

δ 上記①に掲げる下落率

ρ_{ij} 次の表に掲げるリスク対象資産 i と j の下落率の相関係数

ρ _{ij}	リスク対象資産 j				
	1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債券	4 外貨建債券・外貨建貸付金等	5 為替リスクを含むもの
1 国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00
2 外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00
3 邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.00
4 外貨建債券	0.00	0.00	0.50	1.00	0.00
5 外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

貸付金等				
5 為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	1.00

③ ②に掲げる額を資産価格の合計額で除した率。

④ ③に掲げる率に基づき算出した一般勘定における最低保証にかかる責任準備金

ロ 法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に基づき算出された一般勘定における最低保証に係る責任準備金

(2) 最低保証にかかる責任準備金の変動をヘッジするための取引を一般勘定において実施した場合に、価格変動等リスクの計算において当該ヘッジ効果を反映（ヘッジ対象となる最低保証リスクに対応する特別勘定のリスク対象資産の額までに限る。）した場合においては、最低保証リスクにおいてヘッジ効果を重複して反映してはならない。

(3) 平成十七年三月以前に締結した契約であって(1)の方法により計算することが困難な保険契約については、次に掲げる区分に応じたりスク対象金額にリスク係数を乗じて得た額の合計額とすることができる。

(略)

(削除)

2. . 3. (略)

別表第七

リスク対象資産	リスク係数
国内株式	20%
外国株式	10%

(略)

(備考)

・ 保険契約ごとの特別勘定の責任準備金が当該保険契約のリスク対象金額の 1.1 倍を上回る場合は、リスク対象金額をゼロとすることができる。

2. . 3. (略)

別表第七

リスク対象資産	リスク係数
国内株式	10%
外国株式	10%
邦貨建債券	1%

邦貨建債券	2%
外貨建債券・外貨建貸付金等	1%
不動産 (国内土地)	10%
金地金	25%
商品有価証券	1%
為替リスクを含むもの	10%

備考

1. リスク対象資産からは、子会社等に対する出資・貸付金を除く。
2. 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものは除く。
3. 国内株式又は外国株式には、信用取引によるものを含める（ただし、売建ての場合はリスク対象資産の額から控除する。）。
4. デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合には、次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす場合等の基準によりヘッジの有効性を確認できた場合に限り、ヘッジ対象となる資産又は負債の額を上限としてヘッジの効果を認めることとし、リスク対象資産の種類ごとに別表第七の二の対象取引残高をリスク対象資産の額から控除する。
 - (1) 特別勘定以外の資産又は負債（子会社等への出資及び貸付金を除く。）の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引（以下「ヘッジ取引」という。）であること。
 - (2) ヘッジ取引が取締役会の定めるリスク管理方針に従うものであること。
 - (3) ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係が予め明確化されていること。
 - (4) ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後も少なくとも決算日および中間決算日において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産とのβ値（直近の資産構成割合に基づき過去六十月の月次データ）が0.5から2の範囲内であること（デリバティブ取引の原資産を使用してβ値を測定する

外貨建債券、外貨建貸付金等	5%
不動産 (国内土地)	5%
金地金	20%
商品有価証券	1%

備考

- ・ 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。
- ・ リスク対象資産からは、子会社等に対する出資・貸付金を除く。
- ・ 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものは除く。

ことが適当でない場合には、原資産に替えて株式指数等を使用することができるものとする。)

ただし、以下の場合は、ヘッジ有効性の確認を省略できる。

イ. 株式(国内株式及び外国株式)

リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合

ロ. 金利(邦貨建債券及び外貨建債券・外貨建貸付金等)

リスク対象資産(債券及び貸付金)と同一の通貨の金利に対する先物及びオプションでヘッジを行っている場合

ハ. 為替

資産、負債の種類に関らず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約・通貨オプションでヘッジを行っている場合

5. 責任準備金対応債券(満期保有目的の債券以外の債券であつて、利回りの変動に対する時価の変動の程度を債券と責任準備金とでおおむね一致させることを目的として保有し、時価評価されない債券をいう。)については、リスク係数を1%とする。

別表第七の二

リスク対象資産	リスク対象資産に対応するヘッジ手段としてのデリバティブ取引	対象取引残高
国内株式	株式に係る先物取引 (売建)	時価×取引単位×契約数量
	株式に係るオプション取引(プット買)	行使価格×取引単位×契約数量
	株式に係る先物取引 (売建)	時価×取引単位×契約数量
外国株式	株式に係るオプション取引(プット買)	行使価格×取引単位×契約数量

(新設)

邦貨建債券	債券に係る先物取引 (売建)	時価×取引単位×契約数量
	債券に係るオプショ ン取引 (プット買)	行使価格×取引単位×契約 数量
外貨建債券、外 貨建貸付金等	債券に係る先物取引 (売建)	時価×取引単位×契約数量
	債券に係るオプショ ン取引 (プット買)	行使価格×取引単位×契約 数量
為替リスクを含 むもの	外国通貨に係る先物 取引 (為替予約を含 む) (売建)	時価×取引単位×契約数量
	外国通貨に係るオプ ション取引 (プット 買)	行使価格×取引単位×契約 数量

(新設)

別表第七の三

1. 分散投資効果 (次の①及び②に基づき算出した額をいう。)

① 別表第七の区分によるそれぞれのリスク対象資産の額から別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額を控除した残額に別表第七のそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

② ①に掲げる額に、次に掲げる算式により計算した率を乗じた額を①に掲げる額から控除した額

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^8 \sum_{j=1}^8 X_i X_j \delta_{ij} \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^8 X_i \delta_i}$$

X リスク対象資産の構成割合 (別表第七の区分によるそれぞれのリスク対象資産の額から別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取

引残高の欄に掲げる額を控除した残額の合計額に占める、別表第七の区分によるそれぞれのリスク対象資産の額から別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額を控除した残額の割合をいう。))

δ 別表第七に掲げるリスク係数

ρ_{ij} 2. に掲げるリスク対象資産 i と j のリスクの相関係数

2. 相関係数

(新設)

ρ _{ij}	リスク対象資産 j							
	1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債券	4 外貨建債券・外貨貸付金等	5 不動産	6 金地金	7 商品有価証券	8 為替リスクを含むもの
	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	▲0.25	1.00	0.00
	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	▲0.25	0.50	0.00
	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.25	0.00
	0.00	0.00	▲0.25	▲0.25	0.00	1.00	▲0.25	0.00
	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	▲0.25	1.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

別表第八

別表第八

リスク対象資産	貸付金、債券及び預貯金	証券化商品	再証券化商品	短資取引
リスク係数	ランク1	0%	0%	0.1%
	ランク2	1%	1%	
	ランク3	4%	14%	
	ランク4	30%	30%	

備考

- 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
 - 貸付金には支払承諾見返を含む。
 - リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジッドデフォルトスワップ取引を除く。
 - 貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。
 - 証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する仕組みに係る権利をいう。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。
- 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行若しくは保証する債券
 - 最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行若しくは保証する債券
 - その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券
- 再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に一つ以上の証券化商品を含むものをいう。

リスク対象資産	リスク係数		
	ランク1	ランク2	ランク3
貸付金	0%	1%	4%
債券			30%
預貯金			
短資取引	0.1%		

備考

- 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
 - 貸付金には支払承諾見返を含む。
 - リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。
- 短資取引の相手先が別表第九に定めるランク4に相当する状態となった場合には、リスク係数を30%とする。
- (新設)
- (新設)

7. 証券化商品及び再証券化商品において、商品内容の把握が十分でない場合（以下のいずれかかの要件を満たさない場合をいう。11. において同じ。）については、証券化商品及び再証券化商品のリスク係数を1とする。

(新設)

(1) 個々の証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。

(2) 原資産の業績情報を適時に取得できること。

(3) 保険会社が自ら保有するエクスポージャーの収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を適切に把握していること。

(新設)

8. 保証が付された証券化商品及び再証券化商品にあつては、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該取引のランクに応じた証券化商品又は再証券化商品の区分のリスク係数のいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

(新設)

9. 金融保証は、保証対象のリスク対象資産の区分及びランクに応じたリスク係数を使用する。

(新設)

10. 金融保証のリスク対象資産の額は、保証金額をいう。ただし、当該金融保証について支払備金を積み立てている場合には、その額を控除する。

(新設)

11. 保証対象を証券化商品及び再証券化商品とする金融保証の再保険取引に係るリスク係数について、保証対象の商品内容の把握が十分でない場合は、当該リスク係数を1とする。ただし、元受会社が上記7.の(1)から(3)までの要件を満たし、元受会社から保証対象の格付の見直し結果を定期的に入手して確認し、必要に応じて十分な情報を入手できるときは、この限りでない。

別表第九

リスク対象資産	
貸付金、債券、預貯金及び短資取引	証券化商品及び再証券化商品
㉔ (a) 最上級格付を有する国の	左欄の(a)から(e)までのい

別表第九

与信先、発行体等	
㉔ (a)	最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関
㉔ (b)	OECD諸国の中央政府及び中央銀行
㉔ (c)	我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業

ランク1	中央政府、中央銀行及び国際機関 (b) OECD諸国の中央政府及び中央銀行 (c) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 (d) (a)から(c)までのいずれかに掲げる者の保証するもの (e) 保険約款貸付け	れかに該当するもの
ランク2	(a) ランク1の(a)及び(b)に該当しない国の中央政府、中央銀行並びにランク1の(a)に該当しない国際機関 (b) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 (c) 我が国及び外国の金融機関 (d) B B B格相当以上の格付を有する者 (e) (a) から (d) までのいずれかに掲げる者の保証するもの (f) 抵当権付住宅ローン (g) 有価証券、不動産等を担保とする手信 (h) 信用保証協会の保証する手信	ランク1に該当せず、B B B格相当以上の格付を有するもの
ランク3		
ランク4		ランク1又はランク2に該当せず、B B B格相当以上の格付を有

1	(d) (a)～(c)に掲げる者の保証するもの (e) 保険約款貸付け
ランク1	(a) ランク1の(a)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関 (b) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 (c) 我が国及び外国の金融機関 (d) B B B格相当以上の格付を有する者 (e) (a)～(d)に掲げる者の保証するもの (f) 抵当権付住宅ローン (g) 有価証券、不動産等を担保とする手信 (h) 信用保証協会の保証する手信
ランク1、2	ランク1、2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への手信等
3	
ランク3	破綻先債権 延滞債権 3カ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権
4	

ク	生していない先への与信等	するもの
3		
ラ	破綻先債権	ランク 1 からランク 3 までのい
ソ	延滞債権	ずれにも該当しないもの
ク	3 カ月以上延滞債権	
4	貸付条件緩和債権	

備考

1. リスク対象資産のランクの判定に用いる情報については、算出日以前の最新時点のものを用いることとする。
2. リスク対象資産の与信先、発行体等が複数のランクに相当する場合には、原則として上位ランクに該当するものとして取り扱うこととする。
3. 保証及び担保が部分的に付されているリスク対象資産は、当該保証又は担保が付されている部分と付されていない部分に分割して、ランクを判定する。
4. 格付は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関によるものとする。
5. 金融保証の再保険取引の格付については、元受会社から入手した格付及び元受会社の社内格付（指定格付機関の格付がない場合に限る。）を使用することができる。
6. リスク対象資産が複数の指定格付機関から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したランクに於じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の指定格付機関の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク係数を用いるものとする。
7. 優先部分を保有している無格付の証券化商品及び再証券化商品については、当該取引の原資産を分割してランクを判定できるものとする。

別表第十

事業形態	リスク対象資産		リスク係数
	株式	貸付金	
国内会社	金融関連業務	30%	1.5%
	貸付金	1.5%	
	株式	20%	
非金融関連業務	貸付金	1.0%	1.0%
	株式	25%	
金融関連業務	貸付金	9.5%	9.5%
	株式	15%	
非金融関連業務	貸付金	9%	9%
	株式	100%	
上記にかかわらず別表第九のラック4に該当する子会社等			30%

備考

- 金融関連業務を営む子会社等とは、法第百六条第一項第一号から第十一号までに掲げる業務を営む子会社等、規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務又は同項第二十五号に掲げる業務であって同項第二十三号に掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等及び同条第二項第五号若しくは第十三号から第四十五号までに掲げる業務又は同項第四十六号に掲げる業務であって同項第五号若しくは第十三号から第四十五号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等とする。
- 非金融関連業務を営む子会社等とは、金融関連業務を営む子会社等以外の子会社等とする。
- 貸付金には、支払承諾見返、子会社等に対する貸付有価証券及び未収収益を含む。
- 海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第十

事業形態	リスク対象資産		リスク係数
	株式	貸付金	
国内会社	金融関連業務	15%	1.5%
	貸付金	1.5%	
	株式	10%	
非金融関連業務	貸付金	1.0%	1.0%
	株式	20%	
金融関連業務	貸付金	6.5%	6.5%
	株式	15%	
非金融関連業務	貸付金	6.0%	6.0%
	株式	100%	
上記にかかわらず別表第九のラック4に該当する子会社等			30%

備考

- 金融関連業務を営む子会社等とは、法第106条第1項第1号から第11号までに掲げる業務を営む子会社等、規則第56条の2第1項第23号に掲げる業務又は同項第25号に掲げる業務であって同項第23号に掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等及び同条第2項第5号若しくは第13号から第45号までに掲げる業務又は同項第46号に掲げる業務であって同項第5号若しくは第13号から第45号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等とする。
- 非金融関連業務を営む子会社等とは、金融関連業務を営む子会社等以外の子会社等とする。
- 貸付金には、支払承諾見返を含む。
- 海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第十一

取引の種類	対象取引残高	
外国通貨に係る先物取引 (為替予約を含む)	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
	売建	時価×取引単位×契約数量
債券に係る先物取引	買建	時価×取引単位×契約数量
	売建	時価×取引単位×契約数量
外国通貨に係るオプション取引	ネット買	行使価格×取引単位×契約数量
	ネット売	行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプション取引	ネット買	行使価格×取引単位×契約数量
	ネット売	行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプション取引	ネット買	行使価格×取引単位×契約数量
	ネット売	行使価格×取引単位×契約数量

備考

1. 対象取引残高の計算においては、別表第七の二の区分により控除した取引の額及び最低保証リスクの削減のために保有する取引の額を、当該対象取引残高から除くこととする。

2. 先物の買建取引及びビットオプシオンの売建取引の対象取引残高の額からは、当該取引に対してヘッジの有効性の確認を行っている先物の売建取引及びビットオプシオンの買建取引の対象取引残高の額を控

別表第十一

取引の種類	対象取引残高	リスク係数	
外国通貨に係る先物取引 (為替予約を含む)	売建	時価×取引単位×契約数量	△5%
	買建	時価×取引単位×契約数量	5%
株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量	△10%
	買建	時価×取引単位×契約数量	10%
債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量	△1%
	買建	時価×取引単位×契約数量	1%

(新設)

- 除する。
3. 先物の売建取引の対象取引残高の額からは、上記2. において控除した先物の売建取引の対象取引残高の額を控除する。
4. 1. から3. までに掲げる対象取引残高については零を下限とする。

別表第十二

取引の種類	リスク係数 (a)	リスク係数 (b)
外国通貨に係るデリバティブ取引	10%	10%
株式に係るデリバティブ取引	20%	25%
債券に係るデリバティブ取引	2%	8%

- 備考
1. リスク係数 (a) の対象は、先物の買建取引及びプットオプションの売建取引とする。
2. リスク係数 (b) の対象は、先物の売建取引とする。

別表第十三
(略)

備考

1. 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引 (FXA)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション

別表第十二

取引の種類	対象取引残高	リスク係数
外国通貨に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量

(新設)

別表第十三
(略)

備考

1. 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引 (FXA)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション

- (オプション権の取得に限る。)等をいう。
2. 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 3. 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引 (FRA)、金利先物取引、金利オプション (オプション権の取得に限る。)及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。
 4. 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 5. 貴金属 (金を除く。)関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 6. その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び単金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 7. 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引、及び原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額のうち第二条第八項第三号に掲げる額の算出対象から除くことができる。

別表第十四

リスク対象資産の所在地	リスク係数
日本	5.6%
米国	2.9%
欧州	2.5%
その他	5.6%

備考

1. 信用スプレッドリスクは、クレジットデフォルトスワップ取引を対象とし、リスク対象資産の額は以下のとおりとする。

- (1) プロテクションの購入については、当該取引にかかるリスク対象資産の額は零とする。

- オプション権の取得に限る。)等をいう。
- ・ 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 - ・ 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引 (FRA)、金利先物取引及び金利オプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 - ・ 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 - ・ 貴金属 (金を除く)関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 - ・ その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び単金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
 - ・ 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引、及び原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額のうち第二条第六項第三号に掲げる額の算出対象から除くことができる。

(新設)

(2) プロテクションの売却については、想定元本額に当該デリバティブ取引に係るデリバティブ資産の額を加算し、当該デリバティブ取引に係るデリバティブ負債の額を控除した額をリスク対象資産の額とする（未収プレミアムを未収入金として計上している場合、当該金額を加算する。）。ただし、プロテクションの売却と同一の参照企業かつ、同一の満期日又は当該満期日を越えた日が満期日であるプロテクションの購入を行っている場合には、当該プロテクションの売却に係るリスク対象資産の額から、当該プロテクションの購入の想定元本額を控除した金額（ただし、零を下限とする。）をリスク対象資産の額とする。

別表第十五～別表第十八
(略)

別表第十四～別表第十七
(略)